

堺市住居確保給付金支給中止決定通知書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日 第 号で支給決定した住居確保給付金について、  
下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期
- 2 支給中止の理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この決定があった日から1年を超えることができない。)に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この決定があった日から1年を超えることができない。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。